

山口県地域福祉権利擁護事業

成年後見制度要移行者現状把握調査

調査時期：平成 22 年 12 月末から平成 23 年 2 月中旬まで

調査目的：山口県地域福祉権利擁護事業における成年後見制度への要移行者の現状把握

調査対象：山口県内の市町社会福祉協議会

調査基点：平成 22 年 12 月 31 日現在

調査方法：質問紙法 郵送による発送、FAX・E-mail による回収

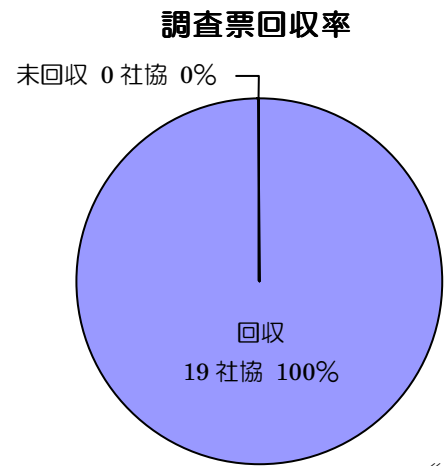
社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県法人成年後見支援センター

山口県地域福祉権利擁護事業 成年後見制度要移行者現状把握調査結果

◇ 調査票回収状況について

●有効回答数 19 社協・回収率 100%

山口県内 19 市町の社会福祉協議会へ郵送で調査票を送付（支所・支部等がある社協は本所・本部へ送付）。有効回答数は 19 社協。回収率は 100%だった。



《グラフ 1》

◆表 1 回収数・回収率

	発送数	回収数	回収率
山口県内の市町社会福祉協議会	19	19	100%

《山口県内の市町社会福祉協議会》

下関市社会福祉協議会、宇部市社会福祉協議会、山口市社会福祉協議会、萩市社会福祉協議会、防府市社会福祉協議会、下松市社会福祉協議会、岩国市社会福祉協議会、光市社会福祉協議会、長門市社会福祉協議会、柳井市社会福祉協議会、美祢市社会福祉協議会、周南市社会福祉協議会、山陽小野田市社会福祉協議会、周防大島町社会福祉協議会、和木町社会福祉協議会、上関町社会福祉協議会、田布施町社会福祉協議会、平生町社会福祉協議会、阿武町社会福祉協議会

社協数合計 19 社協

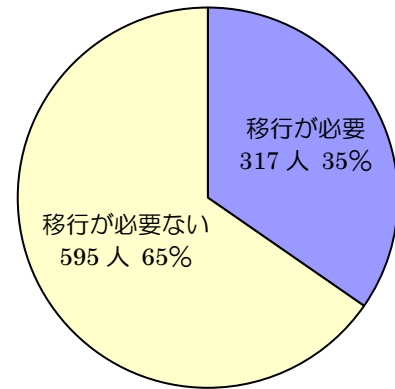
注 1：本調査結果において用いた集計表において示した百分率（%）は少数第二位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

◇ 地域福祉権利擁護事業における成年後見制度への要移行者数について

全利用者における要移行者の割合

●要移行者は全体の34.8%

有効回答数 19 社協中、成年後見制度への移行が必要な利用者（以下、「要移行者」という）の人数を 1 人以上で回答した社協は 16 社協（84%）であり、要移行者数は本事業全利用者 912 人（平成 22 年 12 月末現在）中で 317 人（34.8%）であった。



N=912
《グラフ2》

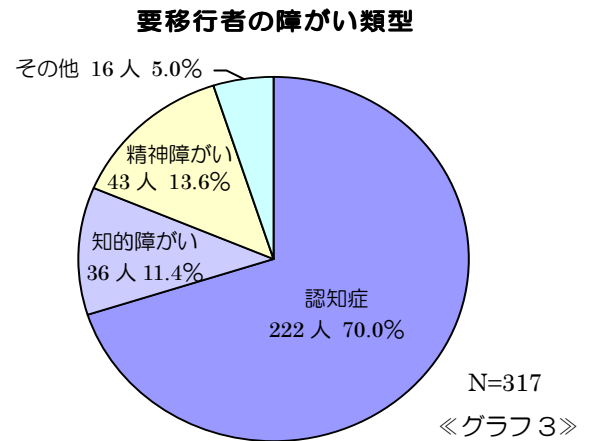
◆表2 各市町の地域福祉権利擁護事業利用者における要移行者数

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	下関	60	18.9%	18.9%	18.9%
	宇部	39	12.3%	12.3%	31.2%
	山口	30	9.5%	9.5%	40.7%
	萩	26	8.2%	8.2%	48.9%
	防府	9	2.8%	2.8%	51.7%
	下松	2	0.6%	0.6%	52.4%
	岩国	63	19.9%	19.9%	72.2%
	光	5	1.6%	1.6%	73.8%
	長門	15	4.7%	4.7%	78.5%
	柳井	20	6.3%	6.3%	84.9%
	美祢	5	1.6%	1.6%	86.4%
	周南	30	9.5%	9.5%	95.9%
	山陽小野田	0	0.0%	0.0%	95.9%
	周防大島	6	1.9%	1.9%	97.8%
	和木	1	0.3%	0.3%	98.1%
	上関	0	0.0%	0.0%	98.1%
	田布施	0	0.0%	0.0%	98.1%
	平生	2	0.6%	0.6%	98.7%
	阿武	4	1.3%	1.3%	100.0%
	合計	317	100.0%	100.0%	
欠損値	非該当	0	0.0%		
	無回答	0	0.0%		
	合計	0	0.0%		
	合計	317	100.0%		

◇ 要移行者の障がい類型について

●要移行者の7割が認知症

要移行者317人のうち、認知症が222人(70.0%)、知的障がい36人(11.4%)、精神障がい43人(13.6%)、その他が16人(5.0%)となっており、障がい類型のなかで認知症が一番多くなっており、知的障がい、精神障がいの類型は2つ合わせて全体の約4分の1であった。



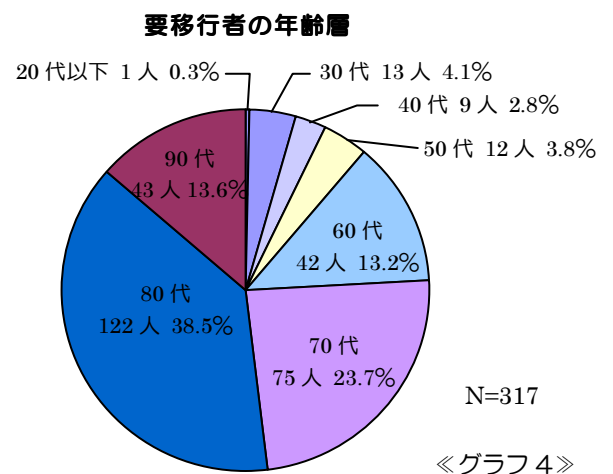
◆表3 要移行者の障がい類型

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.認知症	222	70.0%	70.0%	70.0%
	2.知的障がい	36	11.4%	11.4%	81.4%
	3.精神障がい	43	13.6%	13.6%	95.0%
	4.その他	16	5.0%	5.0%	100.0%
	合計	317	100.0%	100.0%	
欠損値	非該当	0	0.0%		
	無回答	0	0.0%		
	合計	0	0.0%		
合計		317	100.0%		

◇ 要移行者の年齢層について

●要移行者の約9割が60代以上

要移行者317人のうち、80代の年齢層が38.5%と他の年齢層と比べて特に多くなっており、次いで70代が23.7%と多くなっている。続いて、90代以上が13.6%、60代が13.2%といった順となっており、60代以上が全体の約9割を占めている。



◆表4 要移行者の年齢層

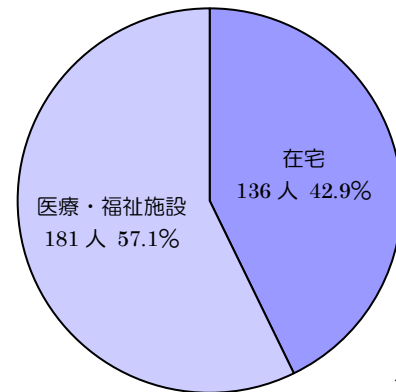
		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.20代以下	1	0.3%	0.3%	0.3%
	2.30代	13	4.1%	4.1%	4.4%
	3.40代	9	2.8%	2.8%	7.3%
	4.50代	12	3.8%	3.8%	11.0%
	5.60代	42	13.2%	13.2%	24.3%
	6.70代	75	23.7%	23.7%	47.9%
	7.80代	122	38.5%	38.5%	86.4%
	8.90代以上	43	13.6%	13.6%	100.0%
	合計	317	100.0%	100.0%	
欠損値	非該当	0	0.0%		
	無回答	0	0.0%		
	合計	0	0.0%		
合計		317	100.0%		

◇ 要移行者の居住形態について

要移行者の居住形態

●要移行者の約6割は医療・福祉施設

要移行者 317 人のうち、在宅が 136 人 (42.9%)、医療・福祉施設が 181 人 (57.1%) であり、医療・福祉施設が全体の約 6 割を占めている。居住形態と障がい類型のクロス集計 (表 6) で各障がいにおける居住形態の割合をみると、認知症では医療・福祉施設が 63.5% と多くなっており、知的障がいでは在宅が 72.2% と多くなっている傾向が見られる。



◆表 5 要移行者の居住形態

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.在宅	136	42.9%	42.9%	42.9%
	2.医療・福祉施設	181	57.1%	57.1%	100.0%
	合計	317	100.0%	100.0%	
欠損値	非該当	0	0.0%		
	無回答	0	0.0%		
	合計	0	0.0%		
合計		317	100.0%		

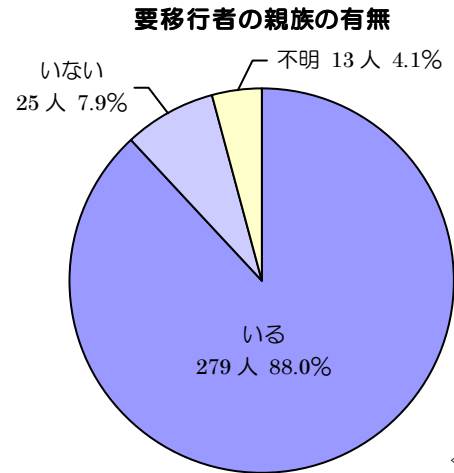
◆表 6 要移行者の居住形態(居住形態と障がい類型のクロス集計表)

			障がい類型				合計
			認知症	知的障がい	精神障がい	その他	
居住形態	在宅	度数	81	26	21	8	136
		居住形態の%	36.5%	72.2%	48.8%	50.0%	42.9%
		障がい類型の%	59.6%	19.1%	15.4%	5.9%	100.0%
		総和の%	25.6%	8.2%	6.6%	2.5%	42.9%
	医療・福祉施設	度数	141	10	22	8	181
		居住形態の%	63.5%	27.8%	51.2%	50.0%	57.1%
		障がい類型の%	77.9%	5.5%	12.2%	4.4%	100.0%
		総和の%	44.5%	3.2%	6.9%	2.5%	57.1%
合計		度数	222	36	43	16	317
		居住形態の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		障がい類型の%	70.0%	11.4%	13.6%	5.0%	100.0%
		総和の%	70.0%	11.4%	13.6%	5.0%	100.0%

◇ 要移行者の親族の有無について

●要移行者の約9割は親族がいる

要移行者 317 人のうち、88.0% (279 人) が親族がおり、親族がない利用者はわずか 7.9% (25 人) であった。また、親族の有無と障がい類型のクロス集計 (表 8) で各障がいにおける親族の有無の割合をみると、どの類型においても親族がいる割合が非常に多くなっている傾向がある。



◆表 7 要移行者の親族の有無

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.いる	279	88.0%	88.0%
	2.いない	25	7.9%	95.9%
	3.不明	13	4.1%	100.0%
	合計	317	100.0%	100.0%
欠損値	非該当	0	0.0%	
	無回答	0	0.0%	
	合計	0	0.0%	
合計	317	100.0%		

◆表 8 要移行者の親族の有無(親族の有無と障がい類型のクロス集計表)

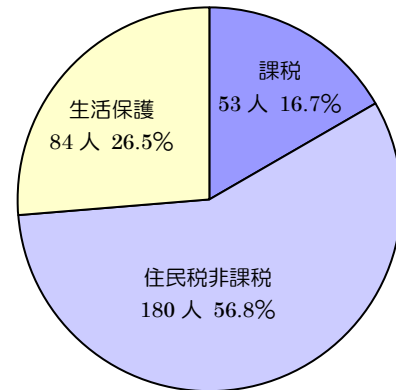
		度数	障がい類型				合計
			認知症	知的障がい	精神障がい	その他	
親族の有無	いる	度数	198	31	37	13	279
		親族の有無の%	89.2%	86.1%	86.0%	81.3%	88.0%
		障がい類型の%	71.0%	11.1%	13.3%	4.7%	100.0%
		総和の%	62.5%	9.8%	11.7%	4.1%	88.0%
	いない	度数	15	4	5	1	25
		親族の有無の%	6.8%	11.1%	11.6%	6.3%	7.9%
		障がい類型の%	60.0%	16.0%	20.0%	4.0%	100.0%
		総和の%	4.7%	1.3%	1.6%	0.3%	7.9%
	不明	度数	9	1	1	2	13
		親族の有無の%	4.1%	2.8%	2.3%	12.5%	4.1%
		障がい類型の%	69.2%	7.7%	7.7%	15.4%	100.0%
		総和の%	2.8%	0.3%	0.3%	0.6%	4.1%
合計	度数	222	36	43	16	317	
	親族の有無の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	障がい類型の%	70.0%	11.4%	13.6%	5.0%	100.0%	
	総和の%	70.0%	11.4%	13.6%	5.0%	100.0%	

◇ 要移行者の所得区分について

●要移行者の8割以上はお金がない

要移行者 317 人のうち、住民税非課税が 56.8%、生活保護が 26.5%となっており、合計すると 8 割以上となっている。また、所得区分と障がい類型のクロス集計（表 10）で各障がいにおける所得区分の割合をみると、どの類型においても住民税非課税の割合が大きくなっており、課税については知的障がい、精神障がいの類型が特に少なく、生活保護については精神障がいの類型が多くなっている傾向があることが見て取れる。

要移行者の所得区分



N=317
《グラフ7》

◆表 9 要移行者の所得区分

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.課税	53	16.7%	16.7%	16.7%
	2.住民税非課税	180	56.8%	56.8%	73.5%
	3.生活保護	84	26.5%	26.5%	100.0%
	合計	317	100.0%	100.0%	
欠損値	非該当	0	0.0%		
	無回答	0	0.0%		
	合計	0	0.0%		
合計		317	100.0%		

◆表 10 要移行者の所得区分(所得区分と障がい類型のクロス集計表)

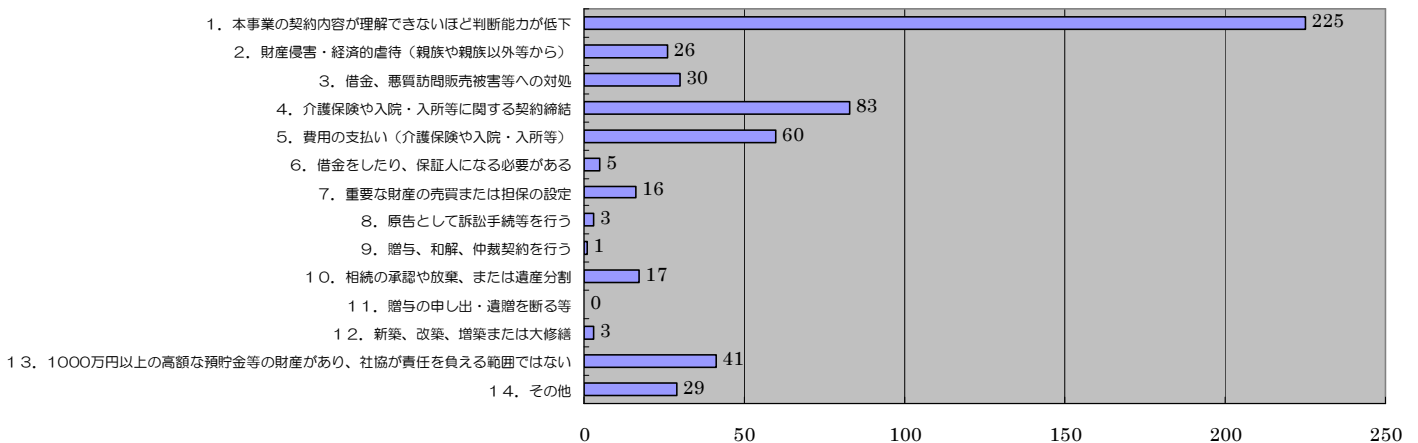
所得区分		障がい類型				合計
		認知症	知的障がい	精神障がい	その他	
課税	度数	49	1	2	1	53
	所得区分の%	22.1%	2.8%	4.7%	6.3%	16.7%
	障がい類型の%	92.5%	1.9%	3.8%	1.9%	100.0%
	総和の%	15.5%	0.3%	0.6%	0.3%	16.7%
住民税非課税	度数	123	26	24	7	180
	所得区分の%	55.4%	72.2%	55.8%	43.8%	56.8%
	障がい類型の%	68.3%	14.4%	13.3%	3.9%	100.0%
	総和の%	38.8%	8.2%	7.6%	2.2%	56.8%
生活保護	度数	50	9	17	8	84
	所得区分の%	22.5%	25.0%	39.5%	50.0%	26.5%
	障がい類型の%	59.5%	10.7%	20.2%	9.5%	100.0%
	総和の%	15.8%	2.8%	5.4%	2.5%	26.5%
合計	度数	222	36	43	16	317
	所得区分の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	障がい類型の%	70.0%	11.4%	13.6%	5.0%	100.0%
	総和の%	70.0%	11.4%	13.6%	5.0%	100.0%

◇ 成年後見制度へ移行が必要な理由

●約 7 割の要移行者は判断能力の低下に該当

要移行者 317 人のうち、「本事業の契約内容が理解できないほど判断能力が低下」には 71.0% の 225 人が該当し、一番多い理由であった。次いで、「介護保険や入院・入所等に関する契約締結」が 83 人 (26.2%)、「費用の支払い (介護保険や入院・入所等)」が 60 人 (18.9%) となっており、福祉サービスや医療の利用等に関する理由が上位にきているのが特徴として見て取れる。この次には、「1000 万円以上の高額な預貯金等の財産があり、社協が責任を負える範囲ではない」が 41 人 (12.9%) となっており、財産が多く本事業での管理が相応しくないケースも上位にきている。

成年後見制度へ移行が必要な理由 (複数回答)



《グラフ 8》

◆表 11 成年後見制度に移行が必要な理由【複数回答】

Dichotomy label	Count	Pct of Responses	Pct of Cases
1. 本事業の契約内容が理解できないほど判断能力が低下	225	41.7%	71.0%
2. 財産侵害・経済的虐待 (親族や親族以外等から)	26	4.8%	8.2%
3. 借金、悪質訪問販売被害等への対処	30	5.6%	9.5%
4. 介護保険や入院・入所等に関する契約締結	83	15.4%	26.2%
5. 費用の支払い (介護保険や入院・入所等)	60	11.1%	18.9%
6. 借金をしたり、保証人になる必要がある	5	0.9%	1.6%
7. 重要な財産の売買または担保の設定	16	3.0%	5.0%
8. 原告として訴訟手続等を行う	3	0.6%	0.9%
9. 贈与、和解、仲裁契約を行う	1	0.2%	0.3%
10. 相続の承認や放棄、または遺産分割	17	3.2%	5.4%
11. 贈与の申し出・遺贈を断る等	0	0.0%	0.0%
12. 新築、改築、増築または大修繕	3	0.6%	0.9%
13. 1000万円以上の高額な預貯金等の財産があり、社協が責任を負える範囲ではない	41	7.6%	12.9%
14. その他	29	5.4%	9.1%
Total responses	539	100.0%	170.0%

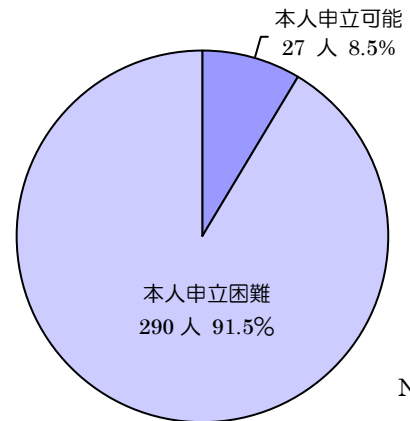
有効回答数 317 無回答 0 非該当 0

◇ 要移行者の本人申立の状況

●9割以上は本人申立困難

要移行者 317 人のうち、本人申立可能が 8.5%、本人申立困難が 91.5%となっており、ほとんどの要移行者が本人申立が困難であることが見て取れる。また、本人申立状況と障がい類型のクロス集計（表 13）で各障がいにおける本人申立の割合をみると、認知症に比べ、知的障がい、精神障がい、その他の類型の方が本人申立が可能な割合が比較的多い傾向がある。

要移行者における本人申立の状況



N=317
《グラフ9》

◆表 12 要移行者の本人申立の状況

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.本人申立可能	27	8.5%	8.5%	8.5%
	2.本人申立困難	290	91.5%	91.5%	100.0%
	合計	317	100.0%	100.0%	
欠損値	非該当	0	0.0%		
	無回答	0	0.0%		
	合計	0	0.0%		
合計		317	100.0%		

◆表 13 要移行者の本人申立の状況(本人申立状況と障がい類型のクロス集計表)

			障がい類型				合計
			認知症	知的障がい	精神障がい	その他	
本人申立状況	本人申立可能	度数	13	5	6	3	27
		本人申立状況の%	5.9%	13.9%	14.0%	18.8%	8.5%
		障がい類型の%	48.1%	18.5%	22.2%	11.1%	100.0%
		総和の%	4.1%	1.6%	1.9%	0.9%	8.5%
本人申立困難	度数	209	31	37	13	290	
	本人申立状況の%	94.1%	86.1%	86.0%	81.3%	91.5%	
	障がい類型の%	72.1%	10.7%	12.8%	4.5%	100.0%	
	総和の%	65.9%	9.8%	11.7%	4.1%	91.5%	
合計	度数	222	36	43	16	317	
	本人申立状況の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	障がい類型の%	70.0%	11.4%	13.6%	5.0%	100.0%	
	総和の%	70.0%	11.4%	13.6%	5.0%	100.0%	

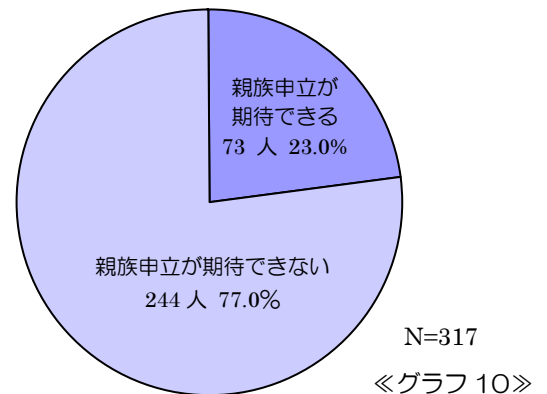
◇ 要移行者の親族申立の状況

●約 8 割は親族申立が期待できない

要移行者 317 人のうち、親族申立が期待できるケースは 73 人（23.0%）、親族申立が期待できないケースは 244 人（77.0%）となっており、大半の要移行者が親族申立が期待できない状況であることが見て取れる。

また、親族申立状況と障がい類型のクロス集計（表 15）で各障がいにおける親族申立の割合をみると、認知症、知的障がい、精神障がいの類型では、親族申立が期待できる割合と期待できない割合が近い数値を見せており、傾向が共通しているが、その他の類型のみ、親族申立が期待できない割合が大半となっている。

要移行者における親族申立の状況



◆表 14 要移行者の親族申立状況

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.親族申立が期待できる	73	23.0%	23.0%
	2.親族申立が期待できない	244	77.0%	77.0%
	合計	317	100.0%	100.0%
欠損値	非該当	0	0.0%	
	無回答	0	0.0%	
	合計	0	0.0%	
合計	317	100.0%		

◆表 15 要移行者の親族申立の状況(親族申立状況と障がい類型のクロス集計表)

親族申立状況	障がい類型	障がい類型				合計
		認知症	知的障がい	精神障がい	その他	
親族申立状況 親族申立が期待できる	度数	53	8	11	1	73
	親族申立状況の%	23.9%	22.2%	25.6%	6.3%	23.0%
	障がい類型の%	72.6%	11.0%	15.1%	1.4%	100.0%
	総和の%	16.7%	2.5%	3.5%	0.3%	23.0%
親族申立が期待できない	度数	169	28	32	15	244
	親族申立状況の%	76.1%	77.8%	74.4%	93.8%	77.0%
	障がい類型の%	69.3%	11.5%	13.1%	6.1%	100.0%
	総和の%	53.3%	8.8%	10.1%	4.7%	77.0%
合計	度数	222	36	43	16	317
	親族申立状況の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	障がい類型の%	70.0%	11.4%	13.6%	5.0%	100.0%
	総和の%	70.0%	11.4%	13.6%	5.0%	100.0%

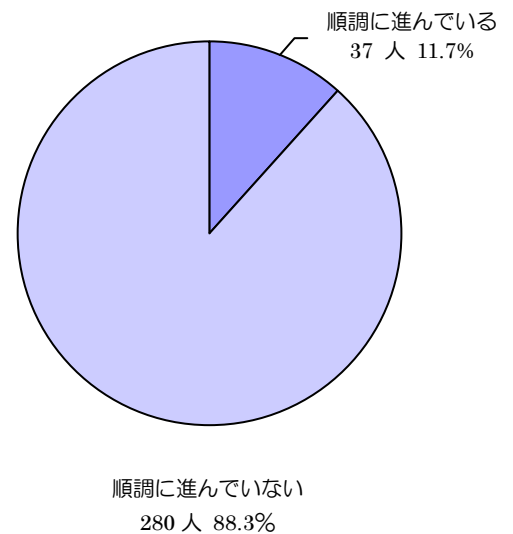
◇ 要移行者の申立進行状況

●約9割は申立が順調に進んでいない

要移行者317人のうち、「順調に進んでいる」が11.7% (37人)、「順調に進んでいない」が88.3% (280人) となっており、約9割の要移行者が申立において順調に進んでいない状況であることが見て取れる。

また、申立進行状況と障がい類型のクロス集計(表17)で各障がいにおける申立進行状況の割合をみると、他の類型に比べ、精神障がいの類型においては、順調に進んでいる割合が多い傾向があり、認知症では逆に順調に進んでいない割合が多くなっている。

要移行者における申立進行状況



N=317

《グラフ11》

◆表16 要移行者の申立進行状況

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.順調に進んでいる	37	11.7%	11.7%	11.7%
	2.順調に進んでいない	280	88.3%	88.3%	100.0%
	合計	317	100.0%	100.0%	
欠損値	非該当	0	0.0%		
	無回答	0	0.0%		
	合計	0	0.0%		
合計		317	100.0%		

◆表17 要移行者の申立進行状況(申立進行状況と障がい類型のクロス集計表)

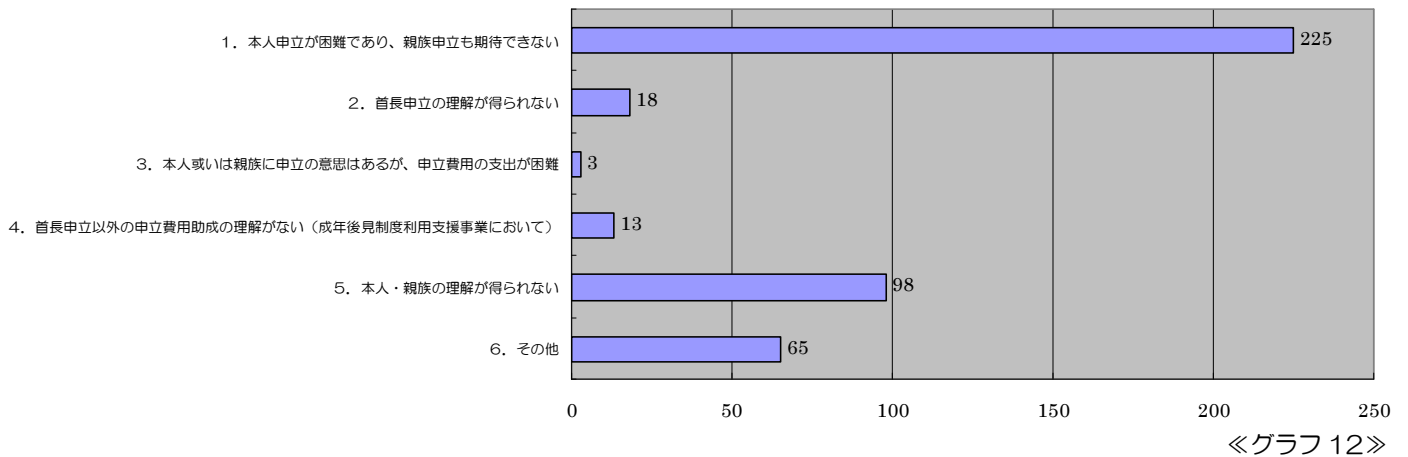
			障害類型				合計
			認知症	知的障がい	精神障がい	その他	
申立進行状況	順調に進んでいる	度数	19	7	10	1	37
		申立進行状況の%	8.6%	19.4%	23.3%	6.3%	11.7%
		障がい類型の%	51.4%	18.9%	27.0%	2.7%	100.0%
		総和の%	6.0%	2.2%	3.2%	0.3%	11.7%
申立進行状況	順調に進んでいない	度数	203	29	33	15	280
		申立進行状況の%	91.4%	80.6%	76.7%	93.8%	88.3%
		障がい類型の%	72.5%	10.4%	11.8%	5.4%	100.0%
		総和の%	64.0%	9.1%	10.4%	4.7%	88.3%
合計		度数	222	36	43	16	317
		申立進行状況の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		障がい類型の%	70.0%	11.4%	13.6%	5.0%	100.0%
		総和の%	70.0%	11.4%	13.6%	5.0%	100.0%

◇ 申立が順調に進んでいない理由（表 16 の 2 を選択）

●本人と親族の両方の申立が期待できないケースが 8 割

要移行者 317 人のうち、「本人申立が困難であり、親族申立も期待できない」には 80.4% の 225 人が該当し、一番多い理由であった。次いで、「本人・親族の理解が得られない」が 35.0% の 98 人、となっており、本人、親族に理解を得ることが困難なケースが多くなっている。

申立が順調に進んでいない理由（複数回答）



◆表 18 申立が順調に進んでいない理由 【複数回答】

Dichotomy label	Count	Pct of Responses	Pct of Cases
1. 本人申立が困難であり、親族申立も期待できない	225	53.3%	80.4%
2. 首長申立の理解が得られない	18	4.3%	6.4%
3. 本人或いは親族に申立の意思はあるが、申立費用の支出が困難	3	0.7%	1.1%
4. 首長申立以外の申立費用助成の理解がない（成年後見制度利用支援事業において）	13	3.1%	4.6%
5. 本人・親族の理解が得られない	98	23.2%	35.0%
6. その他	65	15.4%	23.2%
Total responses	422	100.0%	150.7%

有効回答数 280 無回答 0 非該当 37

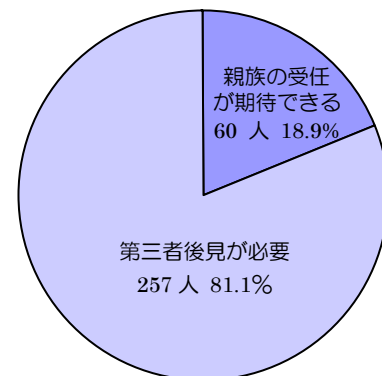
◇ 要移行者における成年後見人等の受任状況

●約 8 割は第三者後見が必要

要移行者 317 人のうち、「親族の受任が期待できる」が 18.9%(60 人)、「第三者後見が必要」が 81.1%(257 人)となっており、大半の要移行者が第三者後見が必要であることが見て取れる。

また、成年後見人等の受任状況と障がい類型のクロス集計(表 19)で各障がいにおける受任状況の割合をみると、他の類型に比べ、知的障がいの類型において、第三者後見が必要な割合が比較的高い傾向がある。

要移行者における
成年後見人等の受け皿



N=317
《グラフ 13》

◆表 19 要移行者における成年後見人等の受任状況

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効				
1.親族の受任が期待できる	60	18.9%	18.9%	18.9%
2.第三者後見が必要	257	81.1%	81.1%	100.0%
合計	317	100.0%	100.0%	
欠損値				
非該当	0	0.0%		
無回答	0	0.0%		
合計	0	0.0%		
合計	317	100.0%		

◆表 20 要移行者における成年後見人等の受任状況(受任状況と障がい類型のクロス集計表)

受け皿状況	親族の受任が期待できる	度数	障害類型				合計
			認知症	知的障がい	精神障がい	その他	
親族の受任が期待できる	度数	47	3	8	2	60	
	受け皿状況の%	21.2%	8.3%	18.6%	12.5%	18.9%	
	障がい類型の%	78.3%	5.0%	13.3%	3.3%	222.2%	
	総和の%	14.8%	0.9%	2.5%	0.6%	18.9%	
第三者後見が必要	度数	175	33	35	14	257	
	受け皿状況の%	78.8%	91.7%	81.4%	87.5%	81.1%	
	障がい類型の%	68.1%	12.8%	13.6%	5.4%	88.6%	
	総和の%	55.2%	10.4%	11.0%	4.4%	81.1%	
合計	度数	222	36	43	16	317	
	受け皿状況の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	障がい類型の%	70.0%	11.4%	13.6%	5.0%	100.0%	
	総和の%	70.0%	11.4%	13.6%	5.0%	100.0%	

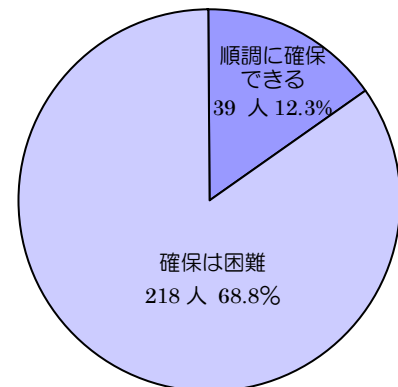
◇ 要移行者における第三者後見の受け手確保の状況 (表 19 の 2 を選択)

● 7 割弱は第三者後見の確保が困難

第三者後見が必要な要移行者 257 人のうち、「順調に確保できる」が 12.3%(39 人)、「確保は困難」が 68.8%(218 人)となっており、第三者後見が必要な要移行者の大半は、第三者後見の受け手確保が困難であることが見て取れる。

また、第三者後見の受け手確保状況と障がい類型のクロス集計 (表 22) で各障がいにおける受け手確保状況の割合をみると、他の類型に比べ、知的障がいの類型において、確保が困難な割合が比較的多い傾向がある。

第三者後見の受け手確保の状況



N=257
《グラフ 14》

◆表 21 第三者後見の受け手確保の状況

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.順調に確保できる	39	12.3%	15.2%	15.2%
	2.確保は困難	218	68.8%	84.8%	100.0%
	合計	257	81.1%	100.0%	
欠損値	非該当	60	18.9%		
	無回答	0	0.0%		
	合計	60	18.9%		
合計		317	100.0%		

◆表 22 第三者後見の受け手確保の状況(受け手確保状況と障がい類型のクロス集計表)

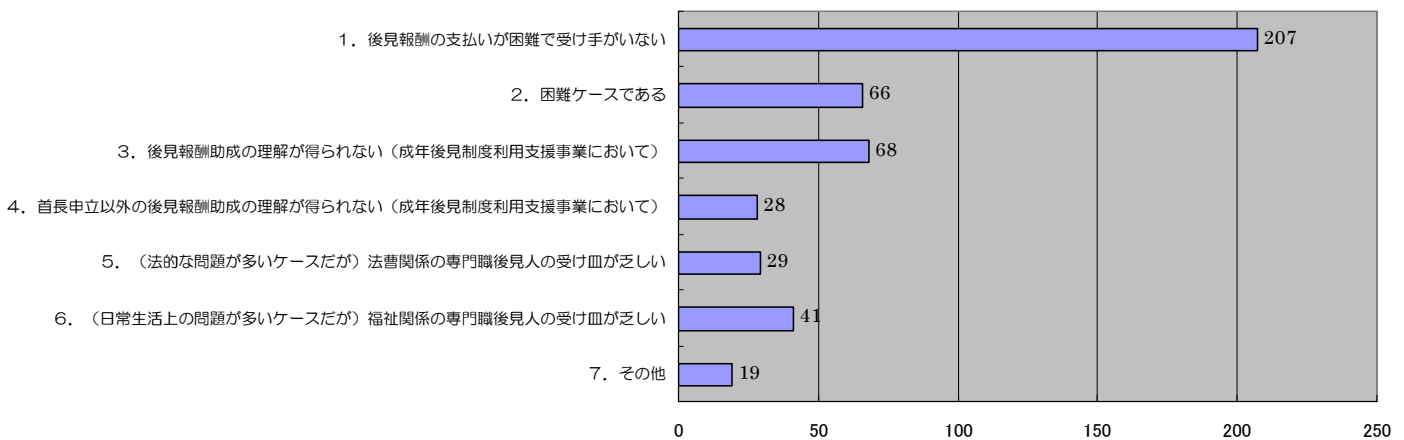
		障がい類型				合計
		認知症	知的障がい	精神障がい	その他	
受け手確保状況 順調に確保できる	度数	33	2	3	1	39
	受け手確保状況の%	18.9%	6.1%	8.6%	7.1%	15.2%
	障がい類型の%	84.6%	5.1%	7.7%	2.6%	100.0%
	総和の%	12.8%	0.8%	1.2%	0.4%	15.2%
確保は困難	度数	142	31	32	13	218
	受け手確保状況の%	81.1%	93.9%	91.4%	92.9%	84.8%
	障がい類型の%	65.1%	14.2%	14.7%	6.0%	100.0%
	総和の%	55.3%	12.1%	12.5%	5.1%	84.8%
合計	度数	175	33	35	14	257
	受け手確保状況の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	障がい類型の%	68.1%	12.8%	13.6%	5.4%	100.0%
	総和の%	68.1%	12.8%	13.6%	5.4%	100.0%

◇ 第三者後見の受け手確保が困難な理由（表 21 の 2 を選択）

●半数以上のケースは後見報酬の支払いが困難

要移行者 317 人のうち、「後見報酬の支払いが困難で受け手がいない」には半数以上の 65.3%（207 人）のケースが該当し、一番多い理由であった。次いで、「後見報酬助成の理解が得られない」が 68 人（21.5%）と、お金がないことに関係する理由が続いている。3 番目に多くなっているのが「困難ケースである」で 66 人（20.8%）となっている。これらの第三者後見の受け手確保が困難な理由に該当するケースは、法人後見のニーズであると考察される。

第三者後見の受け手確保が困難な理由



《グラフ 15》

◆表 23 第三者後見の受け手確保が困難な理由【複数回答】

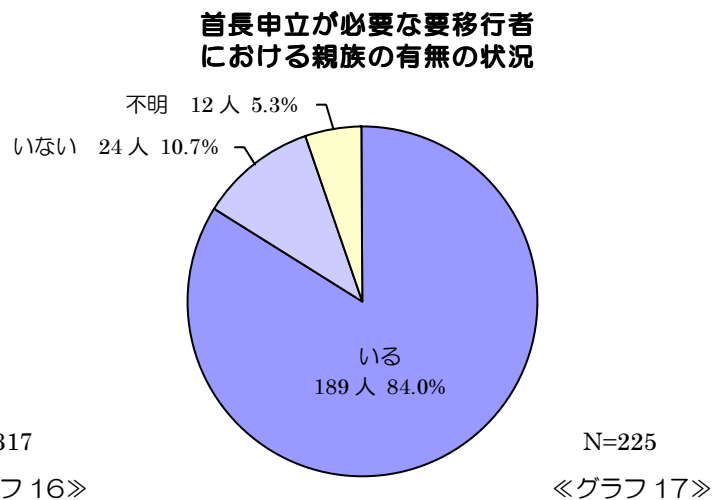
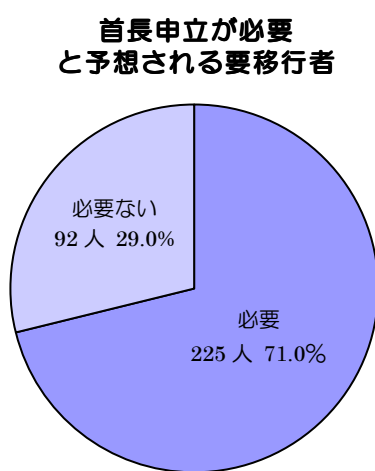
Dichotomy label	Count	Pct of Responses	Pct of Cases
1. 後見報酬の支払いが困難で受け手がいない	207	45.2%	65.3%
2. 困難ケースである	66	14.4%	20.8%
3. 後見報酬助成の理解が得られない（成年後見制度利用支援事業において）	68	14.8%	21.5%
4. 首長申立以外の後見報酬助成の理解が得られない（成年後見制度利用支援事業において）	28	6.1%	8.8%
5. （法的な問題が多いケースだが）法曹関係の専門職後見人の受け皿が乏しい	29	6.3%	9.1%
6. （日常生活上の問題が多いケースだが）福祉関係の専門職後見人の受け皿が乏しい	41	9.0%	12.9%
7. その他	19	4.1%	6.0%
Total responses	458	100.0%	144.5%

有効回答数 218 無回答 0 非該当 99

◇ 首長申立が必要と予想される要移行者

●要移行者の約7割は首長申立必要、首長申立が必要な要移行者の84%は親族有

要移行者317人のうち、「本人申立が困難」と「親族申立が期待できない」のどちらも該当している要移行者が225人となっており、要移行者の約7割のケースが、首長申立が必要であると予想される。その首長申立が必要と予想される要移行者における親族の有無の状況（表24）を見ると、親族がいる要移行者が84%となっている。親族はいるが、申立の協力が得られないで首長申立が必要となっているケースが大半となっていることが見て取れる。



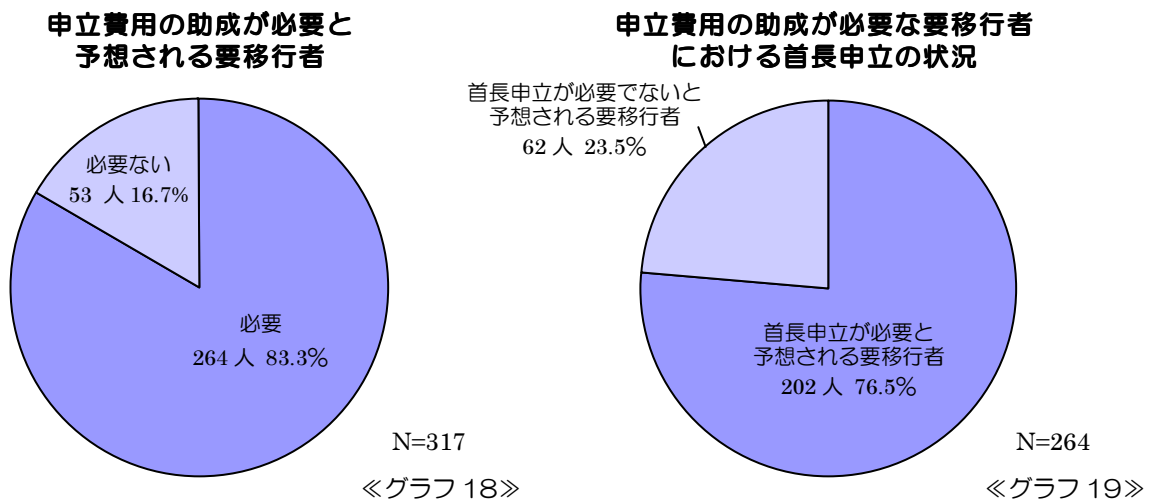
◆表24 首長申立が必要と予想される要移行者(本人申立及び親族申立が困難な要移行者における親族の有無と障がい類型のクロス集計表)

			障がい類型				合計
			認知症	知的障がい	精神障がい	その他	
親族の有無	いる	度数	134	19	25	11	189
		親族の有無の%	84.8%	79.2%	83.3%	84.6%	84.0%
		障がい類型の%	70.9%	10.1%	13.2%	5.8%	100.0%
		総和の%	59.6%	8.4%	11.1%	4.9%	84.0%
	いない	度数	15	4	4	1	24
		親族の有無の%	9.5%	16.7%	13.3%	7.7%	10.7%
		障がい類型の%	62.5%	16.7%	16.7%	4.2%	100.0%
		総和の%	6.7%	1.8%	1.8%	0.4%	10.7%
	不明	度数	9	1	1	1	12
		親族の有無の%	5.7%	4.2%	3.3%	7.7%	5.3%
		障がい類型の%	75.0%	8.3%	8.3%	8.3%	100.0%
		総和の%	4.0%	0.4%	0.4%	0.4%	5.3%
合計	度数	158	24	30	13	225	
	親族の有無の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	障がい類型の%	70.2%	10.7%	13.3%	5.8%	100.0%	
	総和の%	70.2%	10.7%	13.3%	5.8%	100.0%	

◇ 成年後見制度利用支援事業等による申立費用助成が必要と予想される要移行者

●8割以上は申立費用の助成が必要、助成が必要な要移行者の2割強は首長申立以外

要移行者 317 人のうち、「住民税非課税」或いは「生活保護」のどちらかに該当する要移行者が 264 人となっており、要移行者の 8 割以上のケースが成年後見制度利用支援事業等による申立費用の助成が必要と考察される。申立費用の助成が必要と予想される要移行者における首長申立の表（表 25）を見ると、本人或いは親族による申立が期待できる要移行者が 23.5%となっており、首長申立以外のケースにおいても申立費用の助成が必要なニーズがあることが見て取れる。障がい類型の特徴を見ると、知的障がいの類型においては本人或いは親族による申立が期待でき、首長申立が必要ないと予想されるケースが他の類型に比べ多くなっている。



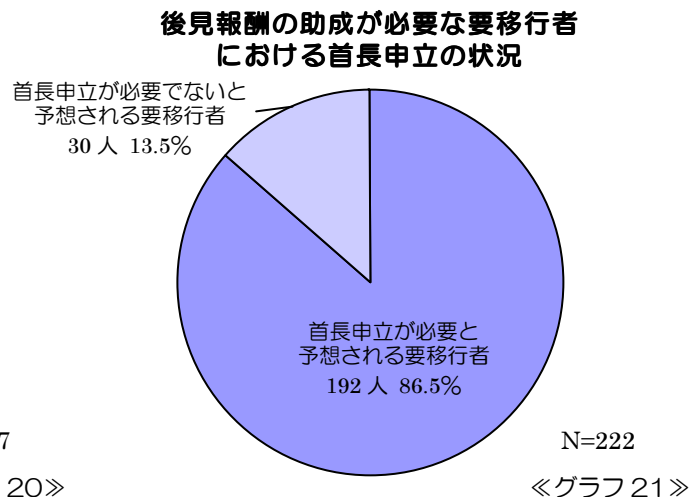
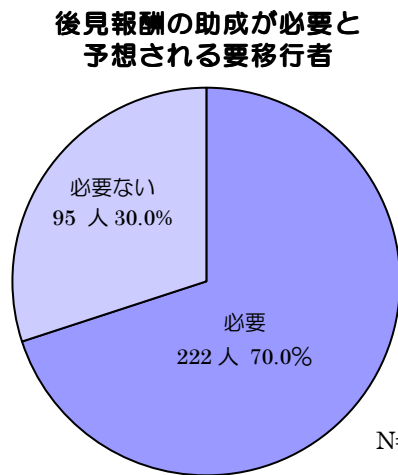
◆表 25 申立費用の助成が必要と予想される要移行者（住民税非課税或いは生活保護の要移行者における申立状況と障がい類型のクロス集計表）

申立状況		障がい類型				合計
		認知症	知的障がい	精神障がい	その他	
「本人申立困難」「親族申立期待できない」の両方に該当 (首長申立が必要と予想される要移行者)	度数	137	23	29	13	202
	申立状況の%	79.2%	65.7%	70.7%	86.7%	76.5%
	障がい類型の%	67.8%	11.4%	14.4%	6.4%	100.0%
	総和の%	51.9%	8.7%	11.0%	4.9%	76.5%
「本人申立可能」「親族申立期待できる」のどちらか或いは両方に該当 (首長申立が必要でないと予想される要移行者)	度数	36	12	12	2	62
	申立状況の%	20.8%	34.3%	29.3%	13.3%	23.5%
	障がい類型の%	58.1%	19.4%	19.4%	3.2%	100.0%
	総和の%	13.6%	4.5%	4.5%	0.8%	23.5%
合計	度数	173	35	41	15	264
	申立状況の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	障がい類型の%	65.5%	13.3%	15.5%	5.7%	100.0%
	総和の%	65.5%	13.3%	15.5%	5.7%	100.0%

◇ 成年後見制度利用支援事業等による後見報酬助成が必要と予想される要移行者

● 7割は後見報酬の助成が必要、助成が必要な要移行者の13.5%は首長申立以外

要移行者317人のうち、「住民税非課税」或いは「生活保護」のどちらかで「第三者後見が必要」に該当する要移行者が222人となっており、要移行者の7割のケースが成年後見制度利用支援事業等による後見報酬の助成が必要と考察される。後見報酬の助成が必要と予想される要移行者における首長申立の表(表26)を見ると、本人或いは親族による申立が期待できる要移行者が13.5%となっており、首長申立以外のケースにおいても後見報酬助成が必要なニーズがあることが見て取れる。障がい類型の特徴を見ると、知的障がいの類型においては本人或いは親族のどちらか、或いは両方の申立が期待でき、首長申立が必要ないと予想されるケースが他の類型に比べ多くなっている。



◆ 表26 後見報酬の助成が必要と予想される要移行者

(住民税非課税或いは生活保護で第三者後見が必要な要移行者における申立状況と障がい類型のクロス集計表)

申立状況		障がい類型				合計
		認知症	知的障がい	精神障がい	その他	
「本人申立困難」「親族申立期待できない」の両方に該当 (首長申立が必要と予想される要移行者)	度数	130	23	28	11	192
	申立状況の%	90.3%	71.9%	84.8%	84.6%	86.5%
	障がい類型の%	67.7%	12.0%	14.6%	5.7%	100.0%
	総和の%	58.6%	10.4%	12.6%	5.0%	86.5%
「本人申立可能」「親族申立期待できる」のどちらか或いは両方に該当 (首長申立が必要でないとして予想される要移行者)	度数	14	9	5	2	30
	申立状況の%	9.7%	28.1%	15.2%	15.4%	13.5%
	障がい類型の%	46.7%	30.0%	16.7%	6.7%	100.0%
	総和の%	6.3%	4.1%	2.3%	0.9%	13.5%
合計	度数	144	32	33	13	222
	申立状況の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	障がい類型の%	64.9%	14.4%	14.9%	5.9%	100.0%
	総和の%	64.9%	14.4%	14.9%	5.9%	100.0%

